

# 第3章 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

## 食料

### 1 安全・安心で高品質な食料の安定供給

#### (1) 持続的かつ需要に応じた計画的な米生産の推進

##### 現 状

- 当市の耕地面積の約94%は田であり、また、重粘土質であることから、主食用米に限らず、加工用米や飼料用米、輸出用米、稲WC Sなどの非主食用米と合わせた水稻の生産が農地利用の大部分を占めています。
- 主食用米については、高品質・良食味の上越産米の安定供給とともに、営農継続が可能な米価水準を維持するため、「需要に応じた生産」と「安全・安心で高品質な米の生産」を進めています。
- 非主食用米については、将来を見据えた販路の拡大や異常気象による品質低下、米価下落等のリスクへの対応として、全ての生産者に作付けを推進しており、輸出用米については年々増加傾向にあります。
- 米の需給情勢は、令和5年産以降、米価がこれまでにない高水準で推移しているため、令和7年産の主食用米の作付面積が拡大し供給量が増加する一方、政府備蓄米の放出や短粒種の輸入増加による比較的安価な米の市場流通などもあり、主食用米の需給見通しが不透明な状況にあるほか、主食用米への作付転換により非主食用米の生産量が減少するなど、水稻全体で混乱が生じています。
- 国は、食料安全保障を確保し、農業の持続的な発展を図るため、水田活用の直接支払交付金を始めとする水田政策を令和9年度から根本的に見直す検討を進めています。

##### 課 題

- 「安全・安心で高品質な米の生産」に向けて、生産管理の見える化や職場環境の安全性向上などにもつながるGAP認証の取得を推進する必要があります。
- 米価が下落する可能性も視野に入れ、安定した農業所得を確保できる非主食用米の生産維持・拡大に向けて、水田活用の直接支払交付金を始めとする国や県の補助金・交付金を最大限に活用するため、国による令和9年度からの水田政策の見直しを注視していく

必要があります。

- 国の米輸出量は増加傾向にあり、近年最高を記録していますが、当市においては取り組んでいる農業者が少ないことから、主食用米の供給過剰による米価下落等のリスクに対応するため、輸出の取組を進めていく必要があります。

### 施策の方向性

- 全国に誇れる食料供給基地として、引き続き「需要に応じた生産」や「安全・安心で高品質な米の生産」に努めるとともに、「営農継続が可能な体制づくり」を進めます。
- 市場から求められる産地であり続けるため、関係機関・団体と連携し、米の栽培技術や需給に関する情報などを生産者へ提供し、高品質・良食味の上越産米の生産維持による食料の安定供給に努めるとともに、非主食用米も含めた生産量の確保を進めます。
- 水田活用の直接支払交付金を始めとする国や県の補助金・交付金を最大限に活用した食料生産を図るほか、国による令和9年度からの水田政策の見直しの内容を踏まえて、市として必要な施策を講じていきます。
- 輸出用米の取組に関しては、将来的な米の需給バランスを考慮した販路多角化・リスク分散の方策の一つと捉え、農業者、農業団体、行政等の連携による生産と販路の拡大を推進します。

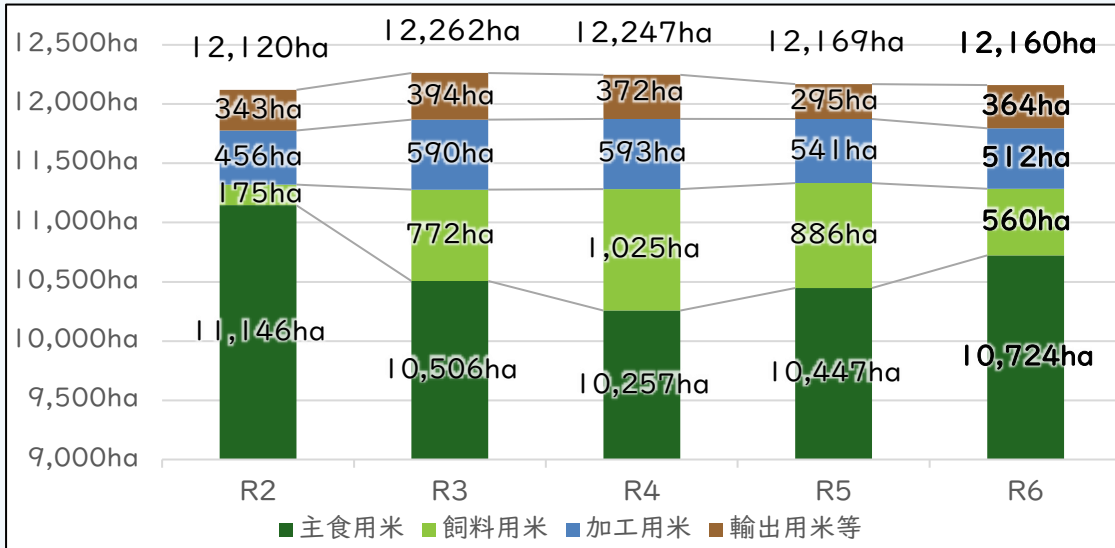
### 施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
全水稻作付面積 <sup>※1</sup>	12,160ha	12,204ha
主要品種 <sup>※2</sup> 一等米比率	91.7%	95.0%
コシヒカリ食味ランク	A	特A
GAP 認証取得農場数	6	11
輸出用米作付面積	117ha	180ha

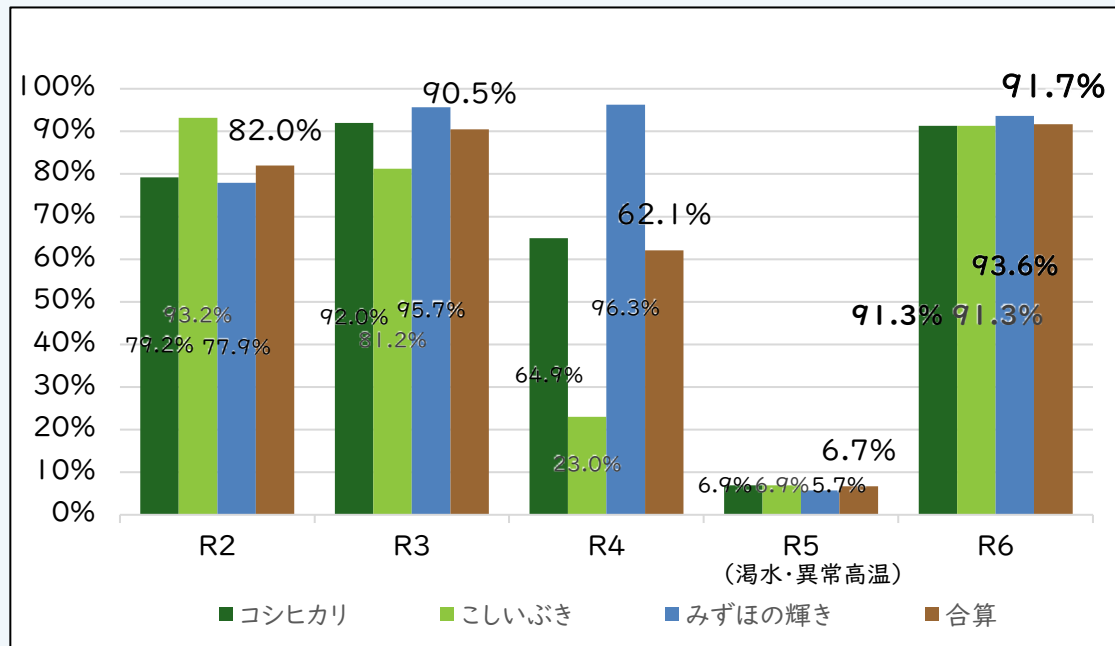
※1 全水稻作付面積は、主食用米と非主食用米を合計した面積

※2 主要品種は、コシヒカリ・こしいがき・みずほの輝き

●全水稲作付面積の推移



●主要品種一等米比率の推移



●コシヒカリ食味ランク

項目	R2	R3	R4	R5	R6
コシヒカリ(上越地区)	特A	特A	特A	A	A

【資料:(一財)日本穀物検定協会 食味ランキング】

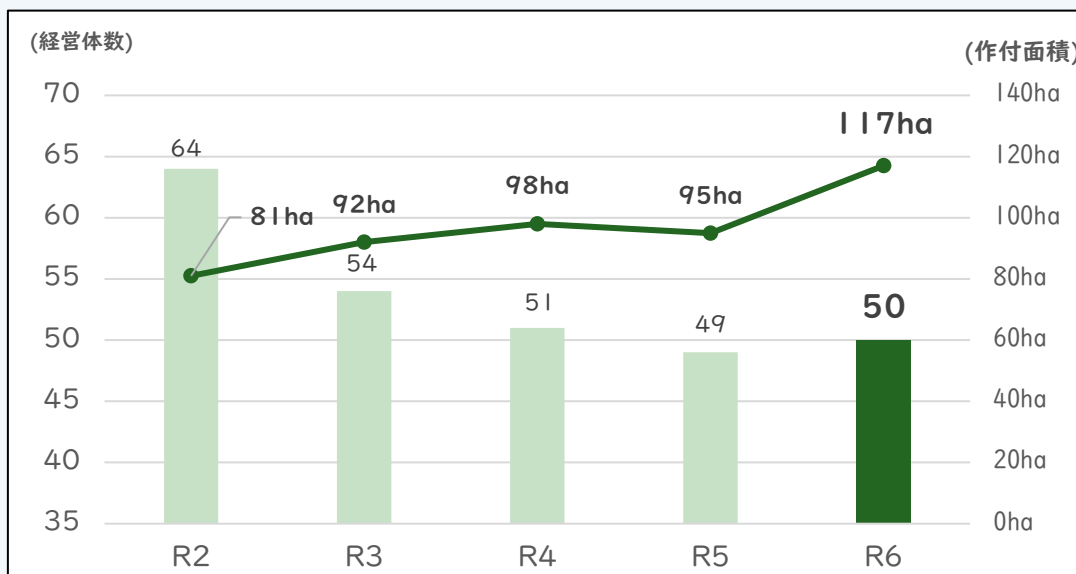
●GAP認証取得農場数

項目	R2	R3	R4	R5	R6
GAP 認証取得農場数*	7	5	6	6	6

※各年度末時点での農場数

【資料:新潟県】

## ●輸出用米の作付面積と経営体数の推移



## (2) 優良農地の維持と荒廃農地の発生防止

### 現 状

- 農産物の生産に不可欠な優良農地は、農業従事者の減少や高齢化、地域の過疎化の進行により年々減少しています。あわせて非農業的需要の増大等に伴い、さらに減少することが予想されます。
- 市内耕地面積の約 4 割を占める中山間地域では、稲作を中心とした農業が営まれており、昼夜の寒暖差や豊富な雪解け水により高品質・良食味の上越米の産地を形成しています。
- 中山間地域は、傾斜地に不整形かつ狭小な棚田が数多く点在しており、平野部に比べて草刈りなどの管理作業に手間が掛かるほか、その年の降雨量や降雪量などの気象状況によっては、安定した水量が確保できないなど、厳しい生産条件も影響し、水田として維持し続けることが困難となっています。
- 国は、令和 9 年度からの水田政策の見直しに合わせ、中山間地域等の条件不利地域等において、地域の実情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討するほか、中山間地域等直接支払交付金において、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する方向性を打ち出しています。

## 課題

- 引き続き、食料供給基地としての役割を果たしていくためには、担い手への農地の集積・集約化や農地の適正かつ効率的な利用を促進することにより、優良農地を維持確保していく必要があります。
- 農業が継承されない、又は担い手に集積されない農地については、荒廃農地等にならないために農地保全に向けた取組を進める必要があります。
- 荒廃農地の発生を防止するため、生産条件が不利な農地においては、手間やコストを抑えることができる、そばや山菜などの作物への転換を促し、農地の保全や有効活用を進めるとともに、将来ビジョンに掲げる果樹などの所得の確保につながる高付加価値農業の実践により、担い手や後継者の確保を図る必要があります。
- 国による令和9年度からの水田政策の見直しにおける、中山間地域等の条件不利地域への支援等を踏まえた取組が求められています。

## 施策の方向性

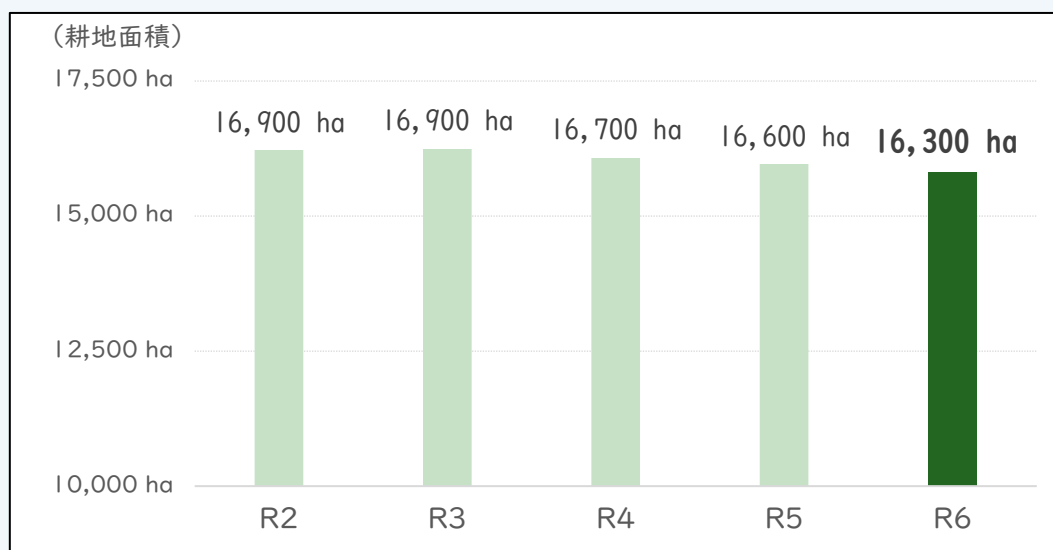
- 計画的な土地利用を図るため、法に基づき農業振興地域制度を適切に運用し、優良農地の確保と適正かつ効率的な利用を推進するとともに、国による令和9年度からの中山間地域等の条件不利地域への支援の内容を踏まえて、必要な施策を講じていきます。
- 農地中間管理事業による農地の集積・集約化や中山間地域等直接支払交付金を活用した農地保全の取組の促進により、荒廃農地の発生防止に向けた対策を進めます。
- 中山間地域においては、利用していく農地と粗放的に管理していく農地を区分した中で地域の実情に即した営農を目指すとともに、農業生産活動を継続するため、担い手や後継者の確保に向けた取組を推進します。
- 農業生産活動の継続や農地の維持を図るため、農業の専門的な知見を有する元気な農業づくり推進員による将来ビジョンの実践地域等への指導・助言を継続して実施します。

## 施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
耕地面積	16,300ha	16,000ha

【資料：作物統計(耕地面積)】

### ●耕地面積の推移



### (3) 気候変動や自然災害に強く、食料の安定供給と品質確保を可能とする産地づくりの推進

#### 現 状

- 近年、極端な渇水や高温、豪雨、豪雪等の影響により、米などの耕種分野や畜産分野での被害が激甚化・頻発化する傾向にあります。
- 国では、自然災害時であっても被害を最小限に抑え、農業経営を継続できるよう「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画書）」の作成を促しています。これと合わせ、市では、本市特有の大雪災害への備えとして「大雪災害のリスクに備えるためのチェックリスト」の活用を促しています。
- 家畜伝染病については、ヨーネ病等の慢性疾病のほか、豚熱（CSF）や高病原性鳥インフルエンザが国内で継続的に発生しています。また、令和6年にランピースキン病が発生したことを受け、国では、まん延防止対応、ワクチン接種の推進、農業者の経営支援などを進めています。
- イネカメムシの発生が国内で拡大しており、農林水産省によると令和7年11月現在、本県を除く西日本を中心とした37都府県で発生が確認されています。また、全国的に拡大している、トマトキバガやサツマイモ基腐病の発生が県内においても報告されています。

#### 課 題

- 異常気象の発生による農作物等の収穫量の減少や等級の低下、家畜伝染病の発生による

生産量の甚大な低下は、農業者等の経営へのダメージだけではなく、市内、国内の食料の安定供給への影響も懸念されます。

- 異常気象や家畜伝染病等の脅威から農作物等への影響を最小限にとどめるため、農業者、関係機関・団体、行政それぞれが予防対策や被害軽減に向けた取組を実施する必要があります。
- 家畜伝染病及び病害虫に関する最新の情報を収集し、予防対策及び発生時の対処方法とともに、いざというときに対応できる体制の構築をあらかじめ進める必要があります。
- 災害への備えの意識を高めるとともに、当市特有の大雪などの自然災害に備える必要があります。

### 施策の方向性

- 自然災害による農業経営へのダメージを軽減できる対策を、効果的な時期に農業者に周知します。とりわけ地球温暖化により今後も恒常的に異常高温が見込まれるほか、小雪や降雨の影響による水不足の発生が懸念されることから、作期の分散や高温耐性品種の選定などの高温対策、番水による利用時間の調整などの節水対策等を周知する必要があります。
- 小雪による春の水不足やフェーン現象など、予見可能な自然災害については、気象情報を注視しながら県やJAとの連携により様々な情報媒体を活用し、農業者に周知を図ります。
- 異常気象や新たな病害虫が発生した場合においても、関係機関・団体と連携して生産現場の情報を迅速に把握するとともに、被害の予防及び軽減に必要な支援や情報提供を速やかに行い、農作物及び畜産物の安定供給に努めます。
- 市内の農業者が自然災害を原因とした廃業や規模縮小、復旧の遅延による市場からの評価の低下を招かないよう支援します。
- 農業保険や米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）などの農業セーフティネットへの加入を促すなど、災害に対する意識を啓発します。

### 施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
主要品種※一等米比率	91.7%	95.0%

※主要品種は、コシヒカリ・こしいがき・みずほの輝き

【資料：えちご上越農業協同組合】

## 2 消費者と食・農とのつながりの深化

### (1) 消費者と生産者の関係強化

#### 現 状

- 消費者の食材に対する「安全・安心」や「新鮮さ」、「地産地消」へのニーズが高いことから、生産者の顔が見える農産物直売所の市内全体の売上は増加傾向にありますが、農産物を出荷する生産者数が減少している地域もあることから、各農産物直売所の売上の傾向には地域差があります。
- 市内生産者のうち、自ら農産物の販路拡大などに取り組む生産者が増加しつつあります。
- 当市へのふるさと納税で選ばれた返礼品の多くが米を始めとする農産物等であり、寄附額の約7割を占めています。
- 当市の食と農の魅力を体感できる取組として、親子食農体験や棚田オーナー制度、都市生活協同組合員等の消費者と生産者との産地交流を実施しています。

#### 課 題

- 小規模な直売所は、情報発信力が弱い傾向にあり、イベントや旬の農産物の商品情報が市内外の消費者へ届きづらいことから積極的な情報発信を行う必要があります。
- 農村の活性化や農業・農村に対する消費者の理解を促進するとともに、更なる農産物の販路拡大を図るため、消費者・食品関連事業者等と生産者をつなぐ取組や生産者の販売力を強化する取組を進めていく必要があります。
- 当市には様々な魅力的な農産物等があることから、ふるさと納税制度等を活用し、米にとどまらず、くびき牛・くびき和牛や果樹、野菜などについてもその魅力を全国に発信する必要があります。
- 地場産農産物の需要拡大や有利販売を促進するため、引き続き、これまで実施している農業体験などの交流を通じて、当市の食と農の魅力を発信していく必要があります。

#### 施策の方向性

- 上越直売所祭りの開催のほか、地場産農産物等に関するSNSでの発信やマスコミへの情報提供など、積極的な情報発信を行うことにより、市内外の消費者から市内農産物直売所にお越しいただき、市内農産物直売所の利用拡大と販売額の向上につなげます。
- 農業者が行う首都圏マルシェへの出店やインターネット販売などのマーケティング活

動を支援し、生産者と大消費地の消費者を直接つなぐことにより、農業者の販路拡大、所得向上につなげます。

○ふるさと納税を活用し、魅力的な農産物の返礼品を増加させることにより、地場産農産物等を周知し、本市への寄附額の増加に加えて販路拡大につなげます。

○都市生活協同組合との農業体験や、棚田オーナー制度を活用した地域と首都圏を始めとする消費者との交流を通じ、生産者と消費者のつながりを強化することにより、消費者からは農業の理解の深化や農村の活性化とともに、地場産農産物等の需要の拡大と有利販売を促進します。

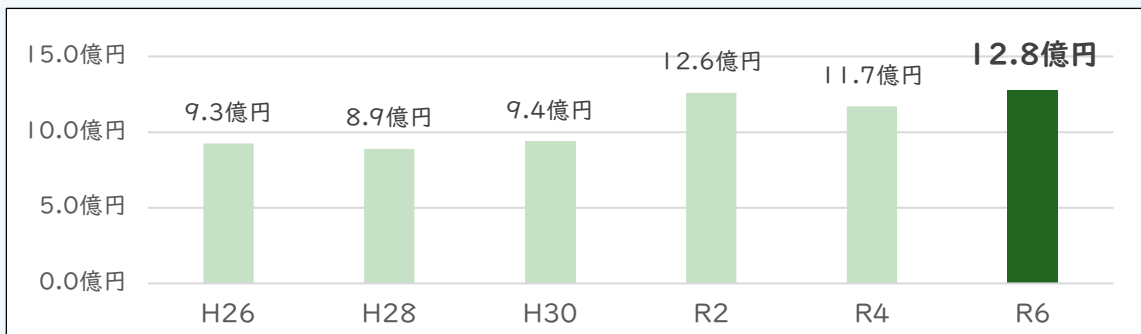
### 施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
農産物直売所販売額※1	12億7,664万円	13億円
都市生活協同組合での地場産農産物・農産加工品の販売額※2	3億8,827万円	4億9,300万円

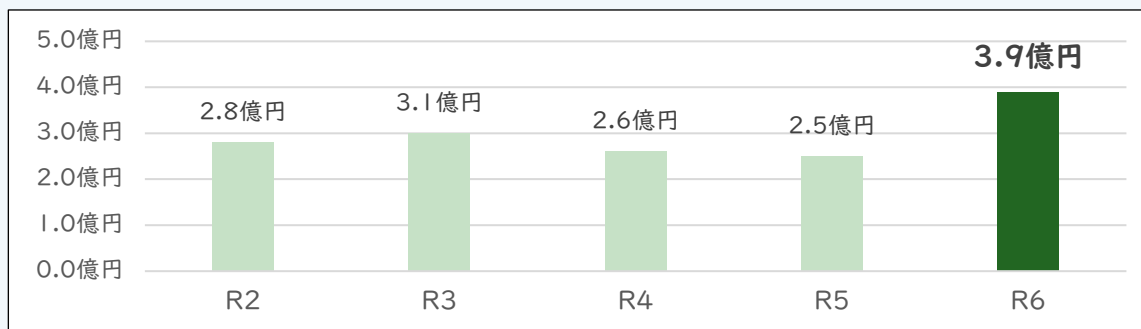
※1【資料:令和6年新潟県農産物直売所調査結果(調査は隔年実施)】

※2【資料:農村振興課集計データ】

#### ●農産物直売所販売額の推移



#### ●都市生活協同組合での地場産農産物・農産加工品の販売額の推移



## (2) ライフステージに対応した食育の推進

### 現 状

- 当市は、海、山、大地など豊かな自然と多様な食材を有し、学校・家庭・地域単位での食や農に関する体験を行うことができるなど、子どもから大人まで食に触れる機会があります。
- 乳幼児期・学童期には、給食や農業体験を通じて、食に関する基礎知識や郷土料理に触れる機会のほか、望ましい食習慣を身に付ける取組が行われています。
- 青年期・成人期では、健康的な食生活や親から子へ望ましい食生活を伝える取組が進められています。

### 課 題

- 乳幼児期・学童期は食習慣形成の重要な時期となりますが、一定数の子どもで朝食の欠食が見られる現状を踏まえ、学校や地域と連携して望ましい食習慣を身に付ける機会を充実させる必要があります。
- ライフスタイルの多様化や家庭環境の変化に伴い、若い世代を中心に食育への関心や実践が不十分であり、食の自己管理能力や健全な食習慣の定着に課題があります。
- 豊かな自然と独自の食文化に恵まれています。世代を超えて健全な食生活を定着させる取組や、郷土料理を継承し次の世代につなげていくことが課題となっています。

### 施策の方向性

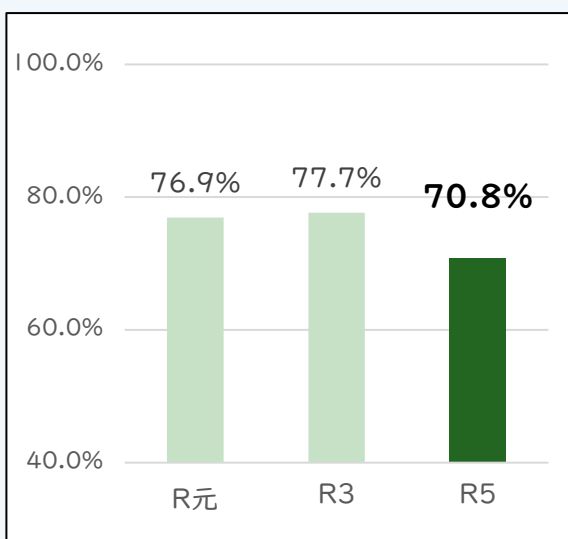
- 市民一人一人の「食」への関心が高まり、各ライフステージにおいて食育が実践されるよう取り組みます。
- 学校・家庭・地域が連携し、子どもから大人までが食の知識や習慣を身に付け、郷土の食文化を理解するとともに、食や農業への関心を広げ、次の世代へつなげる取組を推進します。

### 施策指標

項 目	現状(R5)	目標(R12)
食育に関心を持っている市民の割合(食育市民アンケート)	70.8%	90.0%

【資料:食育市民アンケート】

### ●食育の関心度の推移



▲食育啓発イベントでの料理教室の様子



▲高校生向け食育講座(ちまきの結び方)

### (3) 地産地消の推進

#### 現 状

- 農産物直売所の利用促進や、プレミアム認定店を始めとする地産地消推進の店による地場産農産物の利用や消費者への提供などにより、地産地消の意識が浸透しつつあります。
- 学校給食においては、米飯は全て上越産米を使用しているほか、野菜についても地場産農作物の使用を進めています。また、農作物の生産過程や食の大切さ、地場産農産物への理解を深めることを目的に、市内小学校では、総合学習の時間において水稻や野菜栽培の農業体験活動や生産者との交流活動を行っています。

#### 課 題

- 地産地消に関しては、価格や利便性を優先する消費者も多いことから、より多くの方に地産地消の取組を知ってもらう機会を設ける必要があります。
- 当市は、降雪により露地野菜の生産期間が限られていることに加え、異常気象等による天候不順などの影響もあり、学校給食や農産物直売所、地方卸売市場に安定した品質や数量の青果物を通年で供給することが困難な状況にあります。
- 学校への地場産農産物の納品における流通の仕組みや確保できる生産者数が異なるなど、学校給食用野菜の使用率を高めるための地域それぞれの課題を洗い出し、対応策

を検討する必要があります。

### 施策の方向性

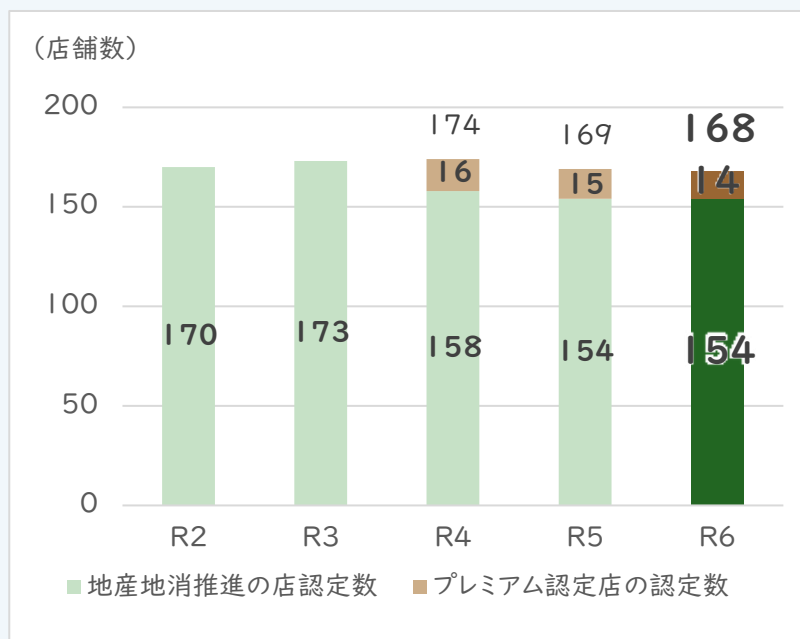
- 地場産農産物の安定供給体制を構築するための一環として、上越産品を積極的に取り扱う小売店や飲食店などの「地産地消推進の店」及び「地産地消推進の店プレミアム認定店」の増加に向けた取組を推進します。
- 関係機関・団体と連携し、学校給食における品目別の地場産農産物の必要量、市内での生産状況、気象条件や生育適期等を勘案した供給可能時期、流通の仕組みなどの現状を把握・共有し、生産と供給の仕組みの中から改善の検討を行い、対応可能なことから実践することで、学校給食への地場産農産物の使用率の向上を目指します。

### 施策指標

項目	現状(R6)	目標(R12)
地産地消推進の店認定数	168 軒	188 軒
学校給食への地場産野菜の使用率	14.0%	18.0%

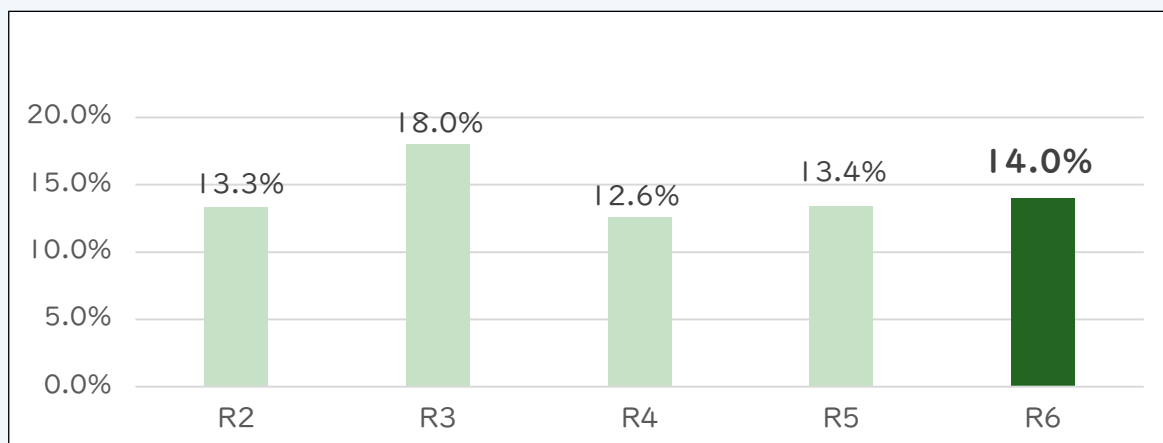
【資料：農村振興課・教育総務課集計データ】

#### ●地産地消推進の店認定数の推移



▲地産地消推進の店の販売促進資材

### ●学校給食への地場産野菜の使用率



## (4) 食品ロスへの対応の強化

### 現 状

- 当市では、早くから生ごみの分別収集を実施し、また、生産段階から規格外農産物の活用を促進するための6次産業化の推進や宴会時の「20・10運動」の呼び掛けなど、食品ロス削減に向けた啓発活動を展開しています。
- 食品ロス削減の取組を推進するため、令和7年2月に食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく食品ロス削減推進計画を加えた「上越市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。
- 当市の家庭系食品ロスの発生量は、市民一人当たり約10kg/年であり、全国値（約19kg/年）と比べて大幅に少ない水準にあります。
- 国が公表した令和4年度の事業系食品ロス量は236万tとなり、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の基本方針において設定した令和12年度の当初目標（273万t）を前倒しで達成しました。

### 課 題

- 食品ロス問題の認知は進んでいるものの、食品ロス削減の必要性を理解し、日常生活での実践行動につなげる市民の意識醸成を図る必要があります。
- 国が事業系食品ロスについて、新たな令和12年度目標（219万t）を掲げる中、納品期限の緩和などの食慣習の見直し、外食における食べきりの推進など、事業者による取組を広げるために、市として啓発・情報発信等を実施し、事業者の自主的な取組を支援する必要があります。

## 施策の方向性

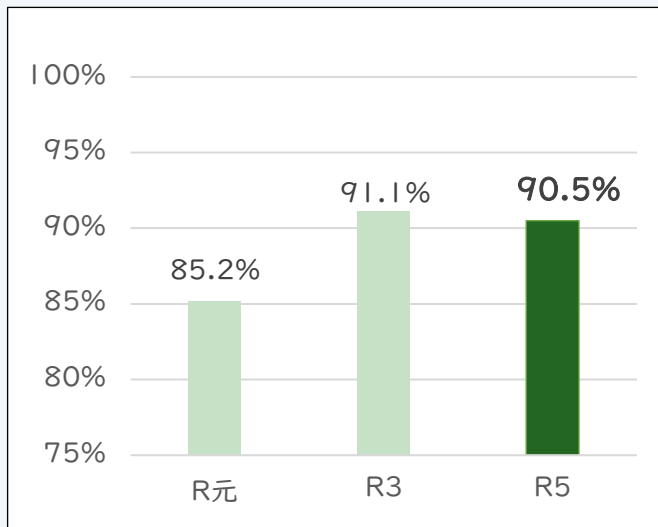
- 市民一人一人が食品ロスの課題を理解し、日常生活の中で食べ物を大切にする意識と行動が根付くよう取り組みます。
- 家庭・農業者・事業者・地域が連携し、それぞれの立場で食品ロス削減に向けた取組を進め、地域全体で「もったいない」の精神を共有しながら、「食べ物を大切にする持続可能な地域社会」の実現に向けた取組を推進します。

## 施策指標

項目	現状(R5)	目標(R12)
食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合(食育市民アンケート)	90.5%	92.6%

【資料:食育市民アンケート】

### ●食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合



▲「20・10 運動」啓発リーフレット